

監掲示第15号

## 保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年6月11日

大阪税関長 高木 隆

記

更新を認められた者の住所及び名称	保税工場の名称及び所在地	更新した期間
大阪府泉南市泉州空港南1番地 株式会社エイエイエスケータリング	株式会社エイエイエスケータリング 大阪府泉南市泉州空港南1番地	自 平成30年 7月 1日 至 平成36年 6月30日
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 ワールドビジネスガーデンマリブウェスト フェデラルエクスプレス ジャパン合同会社	フェデックス エクスプレス グローバルリペアセンター 大阪府泉南市泉州空港南9番地1 国際貨物上屋G棟1F	自 平成30年 7月 1日 至 平成36年 6月30日
東京都墨田区両国2丁目10番14号 三菱製紙株式会社	三菱製紙株式会社 京都工場 京都府長岡京市開田1丁目6番6号	自 平成30年 7月 1日 至 平成36年 6月30日
東京都板橋区高島平1丁目49番4号 三星化学工業株式会社	三星化学工業株式会社 福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番地8 福井県福井市石新保町27字北割30番地5	自 平成30年 7月 1日 至 平成36年 6月30日